

# 議 案 参 考 資 料

令和5年6月 定例会

(目 次)

○大村市税条例の改正概要（第32号議案関係）	( 1 )
○大村市税条例（新旧対照表）（第32号議案関係）	( 2 )
○大村市松山テニスコート位置図（第33号議案関係）	( 1 1 )
○大村市体育施設条例（新旧対照表）（第33号議案関係）	( 1 2 )
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）（第34号議案関係）	( 1 4 )
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第2条関係）（第34号議案関係）	( 1 5 )
○大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の改正概要（第35号議案関係）	( 1 6 )
○大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（新旧対照表）（第35号議案関係）	( 1 7 )
○大村市手数料条例の改正概要（第36号議案関係）	( 1 8 )
○大村市手数料条例（新旧対照表）（第36号議案関係）	( 1 9 )
○消防ポンプ自動車図面（第37号議案関係）	( 3 4 )
○物品等入札状況調書（第37号議案関係）	( 3 5 )
○土地の買入れに関する位置図（第38号議案関係）	( 3 6 )
○工事請負契約の変更について（第39号議案関係）	( 3 7 )
○町の区域の変更に関する位置図（第40号議案関係）	( 3 8 )
○大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要（第41号議案関係）	( 3 9 )
○大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）（第41号議案関係）	( 4 0 )
○大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第2条関係）（第41号議案関係）	( 5 2 )
○大村市国民健康保険条例の改正概要（第42号議案関係）	( 5 3 )
○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第42号議案関係）	( 5 4 )
○公用車の交通事故について（報告第2号関係）	( 6 2 )
○公用車の交通事故について（報告第3号関係）	( 6 4 )
○公用車の交通事故について（報告第4号関係）	( 6 6 )

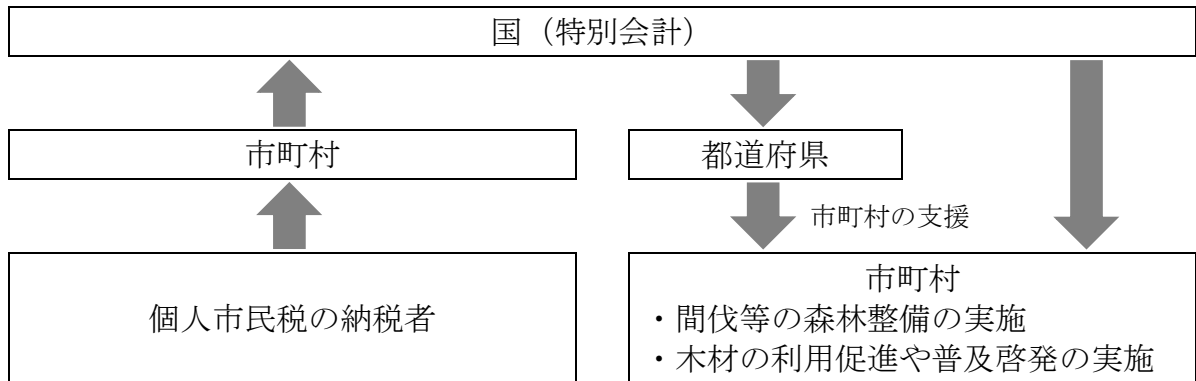
## 大村市税条例の改正概要（第 3 2 号議案関係）

### 1 森林環境税の導入に関する改正

（第 2 6 条の 8、第 2 9 条の 2、第 3 2 条の 2 及び第 3 2 条の 5 の 2 関係）（施行期日：令和 6 年 1 月 1 日）

令和 6 年度から、森林環境税が導入されることに伴い、個人市民税の均等割と併せて賦課・徴収をする旨を規定するとともに、所要の条文整理を行う。

<森林環境税の徴収と配分のイメージ>



※令和 5 年度をもって個人の県民税及び市民税の均等割に係る復興特別税（年額 1, 0 0 0 円）が終了し、令和 6 年度から国税として新たに森林環境税（年額 1, 0 0 0 円）が課税される。

### 2 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）に関する改正

（第 6 5 条関係）（施行期日：公布の日）

道路交通法の改正に伴う道路運送車両の保安基準の改正により、原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が一定以下のものは特定小型原動機付自転車と、それ以外の原動機付自転車は一般原動機付自転車と定義されたことから、所要の条文整理を行う。

<原動機付自転車の区分>

	原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車 (主に電動キックボード)	一般原動機付自転車
要件	最高速度 2 0 k m / h 以下 定格出力 0 . 6 k w 以下 長さ 1 . 9 m 以下 幅 0 . 6 m 以下	特定小型原動機付自転車以外のもの
税額 (年額)	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円、2, 4 0 0 円又は 3, 7 0 0 円

### 3 その他の改正

所要の条文整理を行う。

大村市税条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第26条の8 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することのできなかつた金額があるときは、当該控除することのできなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することのできなかつた金額を還付し、又は当該控除することのできなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度の個人の県民税、個人の市市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納入する。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第28条の3の2 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第26条の8 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することのできなかつた金額があるときは、当該控除することのできなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することのできなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度の個人の県民税若しくは市市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>(個人の市市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第28条の3の2 略</p>

改正後	改正前
<p><b>3</b> 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<b>第1項</b>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><b>4</b> <b>第1項及び前項</b>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><b>5</b> 給与所得者は、<b>第1項及び第3項</b>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第35条の8第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><b>6</b> 前項の規定の適用がある場合における<b>第4項</b>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法等) 第29条の2 個人の市民税の徴収については、第32条の2、第32条の5の2第1項、第32条の5の5又は第35条の4の規</p>	<p><b>2</b> <b>前項</b>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<b>前項</b>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><b>3</b> <b>前2項</b>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p><b>4</b> 給与所得者は、<b>第1項及び第2項</b>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第35条の8第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><b>5</b> 前項の規定の適用がある場合における<b>第3項</b>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法等) 第29条の2 個人の市民税の徴収については、第32条の2、第32条の5の2第1項、第32条の5の5又は第35条の4の規</p>

<p>改正後</p>	<p>定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。</p> <p>2 略</p> <p>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第32条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に係る所得以外以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第28条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により記載されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後に、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適</p>
<p>改正前</p>	<p>定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。</p> <p>2 略</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第32条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に係る所得以外以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第28条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後に、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適</p>

改正後	改正前
<p>いと認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割でまだ特別徴収に係る所得割でまだ特別徴収により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に、当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をするものとなった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収することとする。ただし、当該算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収するものが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法に</p>	<p>当でないとい認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に、当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をするものとなった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収することとする。ただし、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収するものが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法に</p>

<p>改正後</p>	<p>より徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときは、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ） 第32条の5 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第30条第1項の納期がある場合には、それぞれの日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該</p>
<p>改正前</p>	<p>よって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときは、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ） 第32条の5 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなった日以後において到来する第30条第1項の納期がある場合には、それぞれの納期においてその日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</p>

改正後	改正前
<p>市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)  第32条の5の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これを併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第32条の5の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第32条の2第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第32条の5の5において「年金等に係る所得に係る所得割額」という。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) 略  (2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないことと認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)  第32条の5の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第32条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第32条の5の5において「年金等に係る所得に係る所得割額」という。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) 略  (2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないことと認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別</p>



改正後	改正前
<p>徴収税額を控除した額を第30条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第32条の5の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第30条第1項の納期にはそれぞれの場合において、その日以後に到来する同項の納期には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p>	<p>徴収税額を控除した額を第30条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第32条の5の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第30条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの場合において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</p>

改正前	改正後
<p>(種別割の税率)</p> <p>第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)</p> <p>年額 2,000円</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>15の2～15の4 略</p> <p>15の5 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>15の6～16の4 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>16の5・16の6 略</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第65条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)</p> <p>年額 2,000円</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>1～15 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>15の2～15の4 略</p> <p>15の5 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>15の6～16の4 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>16の5・16の6 略</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>16の7 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>17～43 略</p>	<p>16の7 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>17～43 略</p>



大村市体育施設条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(体育施設の管理)</p> <p>第3条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、大村市古賀島スポーツ広場（別表第2の6に規定する多目的広場に限定する。）を市長が別に定める条件で利用する者は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者不在の場合における市長による管理)</p> <p>第17条の2 第3条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者の指定を取り消した場合その他やむを得ない事由のある場合は、自ら体育施設の管理を行うことができる。この場合において、<b>第7条、第8条、第13条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」として、これらの規定を適用する。</b></p>	<p>(体育施設の管理)</p> <p>第3条 体育施設（大村市松山テニスコートを除く。次条から第6条まで及び第17条の2において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者（大村市松山テニスコートにあっては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、大村市古賀島スポーツ広場（別表第2の6に規定する多目的広場に限定する。）を市長が別に定める条件で利用する者は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者不在の場合における市長による管理)</p> <p>第17条の2 第3条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者の指定を取り消した場合その他やむを得ない事由のある場合は、自ら体育施設の管理を行うことができる。この場合において、<b>第7条第1項中「指定管理者（大村市松山テニスコートにあっては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。）」とあるのは「市長」と、第7条第2項、第8条、第13条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」として、これらの規定を適用する。</b></p>

<p>改正後</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(大村市総合運動公園の管理の特例)</p> <p>6 当分の間、第3条の規定にかかわらず、大村市総合運動公園の管理は、市長が行う。この場合において、<b>第7条</b>、<b>第8条</b>、<b>第13条</b>及び<b>第14条</b>第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」として、これらの規定を適用する。</p>	<p>改正前</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(大村市総合運動公園の管理の特例)</p> <p>6 当分の間、第3条の規定にかかわらず、大村市総合運動公園の管理は、市長が行う。この場合において、<b>第7条</b>第1項中「指定管理者(大村市松山テニスコートにあっては、市長。次項、次条、第13条及び第14条第1項において同じ。)」とあるのは「市長」と、<b>第7条</b>第2項、<b>第8条</b>、<b>第13条</b>及び<b>第14条</b>第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」として、これらの規定を適用する。</p>										
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>大村市松山テニスコート</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大村市松山町565番地1</td> </tr> </table>	名称	位置	略	大村市松山テニスコート		大村市松山町565番地1	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	名称	位置	略	
名称	位置										
略	大村市松山テニスコート										
	大村市松山町565番地1										
名称	位置										
略											

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第1条関係）

<p>改正後</p> <p>(保育の内容)                  第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<b>内閣総理大臣</b>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>改正前</p> <p>(保育の内容)                  第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<b>厚生労働大臣</b>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>
---	---

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども自身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども自身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども自身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども自身の状況等に準じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>



## 大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための 固定資産税の課税免除に関する条例の改正概要（第35号議案関係）

### 1 改正の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正を踏まえ、課税免除の適用期限を延長するため、以下のとおり改正するものである。

※地域経済牽引事業 本県の地域の特性（農林水産資源、電子部品の製造業等の集積など）を生かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業として、県の承認及び国の確認を受けたもの。

### 2 改正の内容

		改正前	➡	改正後
対象 施設等	家屋 及び 償却 資産	地域経済牽引事業に係る対象施設の用に供する部分（事務所等を除き、国が県の基本計画に同意した日（平成29年9月29日）から令和5年3月31日までに設置したもの）		地域経済牽引事業に係る対象施設の用に供する部分（事務所等を除き、国が県の基本計画に同意した日（平成29年9月29日）から令和7年3月31日までに設置したもの）
	土地	地域経済牽引事業に係る対象施設の敷地（平成29年9月29日以後に取得し、取得から1年以内に当該対象施設の建設に着手したもの）		
免除期間	3年間			
国の 財政措置	課税免除による固定資産税減収額の4分の3に対し、普通交付税による補てん措置あり			

### 3 施行期日

公布の日

大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(課税免除)</p> <p>第3条 市長は、承認地域経済牽引事業のための施設のうち対象施設を促進区域内（本市の区域内に限る。）に設置した承認地域経済牽引事業者について、平成29年9月29日（以下この項において「同意日」という。）から令和7年3月31日までに設置した当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の使用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「課税免除対象施設等」という。）に対する固定資産税の課税を免除することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第3条 市長は、承認地域経済牽引事業のための施設のうち対象施設を促進区域内（本市の区域内に限る。）に設置した承認地域経済牽引事業者について、平成29年9月29日（以下この項において「同意日」という。）から令和5年3月31日までに設置した当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の使用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「課税免除対象施設等」という。）に対する固定資産税の課税を免除することができる。</p> <p>2 略</p>

## 大村市手数料条例の改正概要（第36号議案関係）

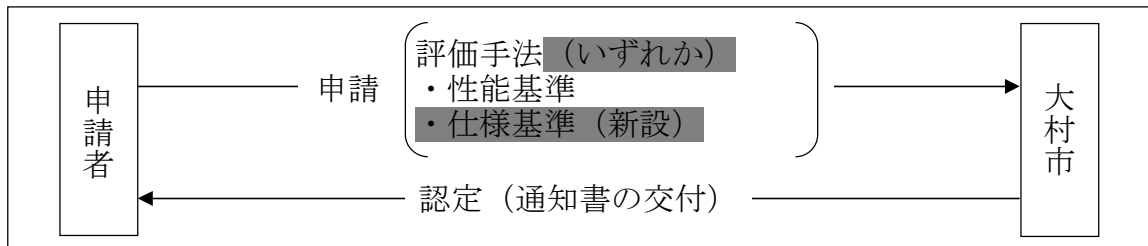
### 1 改正の理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正に伴い、「低炭素建築物新築等計画」及び「建築物エネルギー消費性能向上計画」の認定申請等の審査について新たな手数料を設定するため、以下のとおり改正するとともに、所要の条文整理を行うものである。

### 2 改正の内容

「低炭素建築物新築等計画(※1)」及び「建築物エネルギー消費性能向上計画(※2)」の認定申請等の審査に係る手数料について、評価手法が仕様基準(※3)であるときの区分を新設する(※4)。

<認定申請の流れ>



※1 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、市街地等に二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物の新築等をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁（本市）の認定を申請することができる。申請を受けた所管行政庁は、当該計画が適合基準に適合するときは当該計画を認定する。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、建築物の新築等をしようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁（本市）の認定を申請することができる。申請を受けた所管行政庁は、当該計画が適合基準に適合するときは当該計画を認定する。

※3 仕様基準とは屋根、壁、床等の各部位の材料といった具体的な仕様に基づく評価をいい、性能基準とは省エネルギー計算に基づく評価をいう。

※4 仕様基準に係る手数料の額は、長崎県建築関係手数料条例に定める額を準用する。例えば、一戸建て住宅の場合においては、低炭素建築物は17,000円、省エネ建築物（200㎡未満）は15,000円とする。

### 3 施行期日

公布の日

大村市手数料条例 (新旧対照表)

改正後		改正前	
別表第2 (第2条関係)			
項	手数料を徴収する事項		手数料の額
	手数料の名称	手数料を徴収する事務	
略			
7	<p>一 団地内に建築するお建等又は建築するお建等又は建築するお建等</p> <p>一 団地内に建築するお建等又は建築するお建等又は建築するお建等</p>	<p>法第86条第1項の規定に基づき一の敷地とみよる制限の緩和に係るの特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 78,000円</p> <p>1件につき 78,000円に2を超える建築物の数の乗じた額</p>
8	<p>既存建築物の建築等</p> <p>既存建築物の建築等</p>	<p>法第86条第2項の規定に基づき二の敷地とみよる制限の緩和に係るの特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき 78,000円</p> <p>1件につき 78,000円に1を超える建築物の数の乗じた額</p>
9	<p>一 敷地内建築物の新築及び一敷地</p> <p>一 敷地内建築物の新築及び一敷地</p>	<p>法第86条第2項の規定に基づき一の敷地内認定建築物以外の建築物の新築及び一敷地</p>	<p>1件につき 78,000円</p> <p>1件につき 78,000円に2を超える建築物の数の乗じた額</p>



改正後	改正前
提出がな 合手能ある 場価性でき い評が準と 33,000円 1件につき 17,000円	提出がな 合手能ある 場価性でき い評が準と 33,000円
証がな 合手能ある 場価性でき い評が準と 17,000円 1件につき 9,000円	証がな 合手能ある 場価性でき い評が準と 9,000円 1件につき 6,700円
証がな 合手能ある 場価性でき い評が準と 32,000円 1件につき 3,000円	証がな 合手能ある 場価性でき い評が準と 6,700円 1件につき 7,000円
証がな 合手能ある 場価性でき い評が準と 15,000円 1件につき 1,000円	証がな 合手能ある 場価性でき い評が準と 15,000円 1件につき 7,000円
住戸の数が1戸を超え5戸以内である場合 住戸の数が5戸を超え10戸以内である場合	住戸の数が1戸を超え5戸以内である場合 住戸の数が5戸を超え10戸以内である場合

改正前	改正後
提出がな い場合 き 94,000円	提出がな い場合 き 94,000円
適合証のあ る場合 提出がな い場合 き 146,000円	適合証のあ る場合 提出がな い場合 き 146,000円
適合証のあ る場合 提出がな い場合 き 133,000円	適合証のあ る場合 提出がな い場合 き 133,000円
提出がな い場合 き 94,000円	提出がな い場合 き 94,000円
提出がな い場合 き 94,000円	提出がな い場合 き 94,000円
住宅戸 の住 部分 略 (1)	住宅戸 の住 部分 略 (1)
低炭素法第5 条第1項の低 炭素建築物新 築計画	低炭素法第5 条第1項の低 炭素建築物新 築計画
19	19
住宅戸 の住 部分 略 (1)	住宅戸 の住 部分 略 (1)
低炭素法第5 条第1項の低 炭素建築物新 築計画	低炭素法第5 条第1項の低 炭素建築物新 築計画
19	19

改正前	改正後
<p>変更申請数</p> <p>定手</p> <p>変更申請料</p> <p>変更申請の認定（以下「低炭素建築物新築等計画の認定申請」という。）に対する審査</p> <p>住宅を含む。）</p> <p>適合証の提出がない場合</p> <p>1件につき 16,500円</p>	<p>変更申請数</p> <p>定手</p> <p>変更申請料</p> <p>変更申請の認定（以下「低炭素建築物新築等計画の認定申請」という。）に対する審査</p> <p>住宅を含む。）</p> <p>適合証の提出がない場合 適合証の提出がない場合 適合証の提出がない場合 適合証の提出がない場合</p> <p>1件につき 10,500円</p> <p>1件につき 8,500円</p> <p>1件につき 4,500円</p> <p>1件につき 3,500円</p> <p>1件につき 16,000円</p> <p>1件につき 7,500円</p>





改正前	<p>0円</p> <p>ギ用化す律5律971定録に建ネ消向が消向31に基合る証類こら項お適と又      エの合に法和法4第4第1条にる登物関てエー能画物能第1に基合る証類こら項お適と又      ーの等る(昭年4第)6項す建機関おいてエー能画物能第1に基合る証類こら項お適と又      0項掲準しこす(の22まい合いう。)</p> <p>評価が性準      法能基      の場合</p> <p>する法律(平律以消上)第29条第1項の規定によネ性画定エ費画下      成第573号。以「建築物向」いう。第29条第1項の規定によネ性画定エ費画下      第下費能向(同項に建築物向に規定エ費画下)の申請に併せて      性上認請料      費向画申教</p>
改正後	<p>0円</p> <p>消向11定録エー能関てエー能画物能第1に基合る証類こら項お適と又      建築物能第1定録エー能関てエー能画物能第1に基合る証類こら項お適と又      費上5項す建ネ消判に建ネ消向が消向31に基合る証類こら項お「証う。住宅保法第1      確6</p> <p>場合</p> <p>する法律(平律以消上)第34条第1項の規定によネ性画定エ費画下      成第573号。以「建築物向」いう。第34条第1項の規定によネ性画定エ費画下      第下費能向(同項に建築物向に規定エ費画下)の申請に併せて      性上認請料      費向画申教</p>

改正後							1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	性能評価の 提出がある 場合	性能評価の 提出がない 場合	1件につき 4,000円
							1件につき 30,000円	1件につき 4,000円			
改正前							1件につき 30,000円	1件につき 30,000円	性能評価の 提出がある 場合	性能評価の 提出がない 場合	1件につき 4,000円
							1件につき 30,000円	1件につき 4,000円			

改正前					
改正後	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円
	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円
	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円
	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円	又証合適 評能性 提の書 いない 合 価出 場 1 3 3 0 0 円 0 0 円

改正後		改正前					
2 1	建エギ費向画認 築ネー性上変定 物ル消能計更申	建築物消費性 能向上法第3 6条第1項の 規定に基づく 建築物エネ ルギー消費 計画の変	略 (1) 一戸 建ての 住宅場 合	200平 方メートル 未満	適合証又 は性能の ある場合 適合証又 は性能の ない場合	1 き2,000 円	1 き17,000 円
2 1	建エギ費向画認 築ネー性上変定 物ル消能計更申	建築物消費性 能向上法第3 1条第1項の 規定に基づく 建築物エネ ルギー消費 計画の変	略 (1) 一戸 建ての 住宅場 合	200平 方メートル 未満	適合証又 は性能の ある場合 適合証又 は性能の ない場合	1 き2,000 円	1 き17,000 円

改正後		改正前	
申請料 手数料 更の認定の申請（当該申請物件消費性能向上法第35条第2項の規定による審査を行う場 合を除く。）に 対する審査	2000円 未満以上	提出が準と 合性能あり 適合性能あり 適合性能あり 適合性能あり	15,000円 15,000円 15,000円 15,000円
		提出が準と 合性能あり 適合性能あり 適合性能あり	17,500円 17,500円 17,500円 17,500円
		提出が準と 合性能あり 適合性能あり 適合性能あり	2,000円 2,000円 2,000円 2,000円
		提出が準と 合性能あり 適合性能あり 適合性能あり	16,500円 16,500円 16,500円 16,500円
申請料 手数料 更の認定の申請（当該申請物件消費性能向上法第30条第2項の規定による審査を行う場 合を除く。）に 対する審査	2000円 未満以上	提出が準と 合性能あり 適合性能あり 適合性能あり	15,000円 15,000円 15,000円 15,000円
		提出が準と 合性能あり 適合性能あり 適合性能あり	2,000円 2,000円 2,000円 2,000円
		提出が準と 合性能あり 適合性能あり 適合性能あり	16,500円 16,500円 16,500円 16,500円
		提出が準と 合性能あり 適合性能あり 適合性能あり	16,500円 16,500円 16,500円 16,500円



改正後		改正前	
2	2	2	2
建のル消能る申数 築エギ費に認請料 物ネ一性係定手	建のル消能る申数 築エギ費に認請料 物ネ一性係定手	建のル消能る申数 築エギ費に認請料 物ネ一性係定手	建のル消能る申数 築エギ費に認請料 物ネ一性係定手
建築物向上法第1条の規定に 建築物に係る申請審査	建築物向上法第1条の規定に 建築物に係る申請審査	建築物向上法第1条の規定に 建築物に係る申請審査	建築物向上法第1条の規定に 建築物に係る申請審査
略(1) 戸建て住宅が基準 の場で	略(1) 戸建て住宅が基準 の場で	略(1) 戸建て住宅が基準 の場で	略(1) 戸建て住宅が基準 の場で
2000円未満	2000円未満	2000円未満	2000円未満
又済査(建費上5)定くエー能画し通ひ条、の項は条項す 合検等物能第3の規づ物ギ性計定の及7項条5く88定 適は証築性法条に建ネ消向をた知法第2若第第に	又済査(建費上5)定くエー能画し通ひ条、の項は条項す 合検等物能第3の規づ物ギ性計定の及7項条5く88定 適は証築性法条に建ネ消向をた知法第2若第第に	又済査(建費上3)定くエー能画し通ひ条、の項は条項す 合検等物能第3の規づ物ギ性計定の及7項条5く88定 適は証築性法条に建ネ消向をた知法第2若第第に	又済査(建費上3)定くエー能画し通ひ条、の項は条項す 合検等物能第3の規づ物ギ性計定の及7項条5く88定 適は証築性法条に建ネ消向をた知法第2若第第に
1件につき 1き2000円	1件につき 1き2500円	1件につき 1き400円	1件につき 1き400円
法が準と 手能あ 性でき 適は価出場価仕でき	又評提い評が準と 合能のなで法基 性書が合手様あ 性でき		

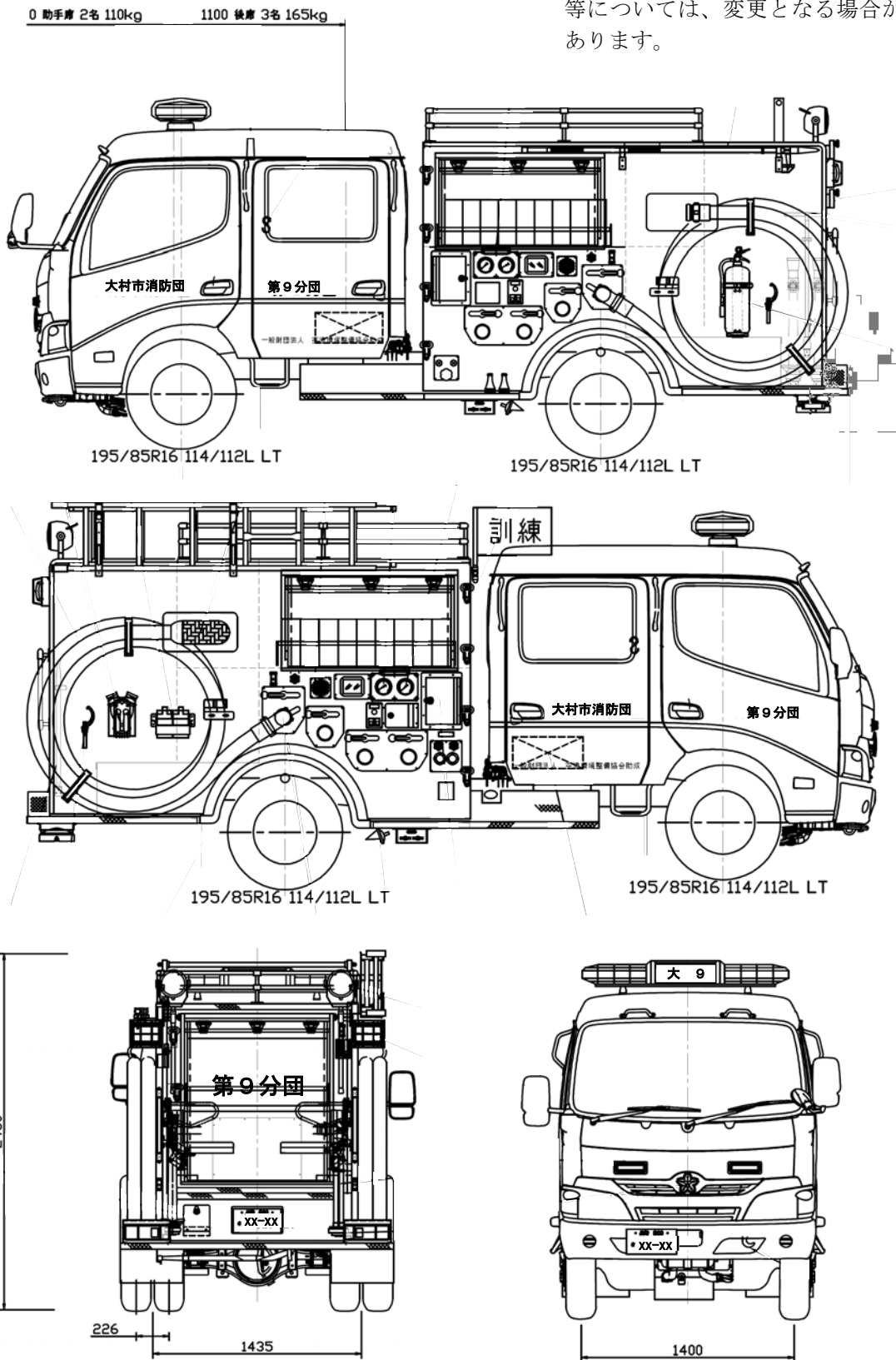




改正後	改正前
<p>申出を行う場合における手数料の額は、この表の20の項に規定する額に当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、この表の1の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>10 建築物消費性能向上法第36条第2項の規定による申出を行う場合における手数料の額は、この表の21の項に規定する額に当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、この表の1の項に定める額を加算した額とする。</p>	<p>申出を行う場合における手数料の額は、この表の20の項に規定する額に当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、この表の1の項に定める額を加算した額とする。</p> <p>10 建築物消費性能向上法第31条第2項の規定による申出を行う場合における手数料の額は、この表の21の項に規定する額に当該申出に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、この表の1の項に定める額を加算した額とする。</p>

消防ポンプ自動車図面

※車体を除く取付品等の位置、寸法等については、変更となる場合があります。



## 物品等入札状況調書

入札物件 消防ポンプ自動車

担当課 安全対策課

入札日時・場所 令和5年4月26日(水) 午前11時 市役所第6会議室

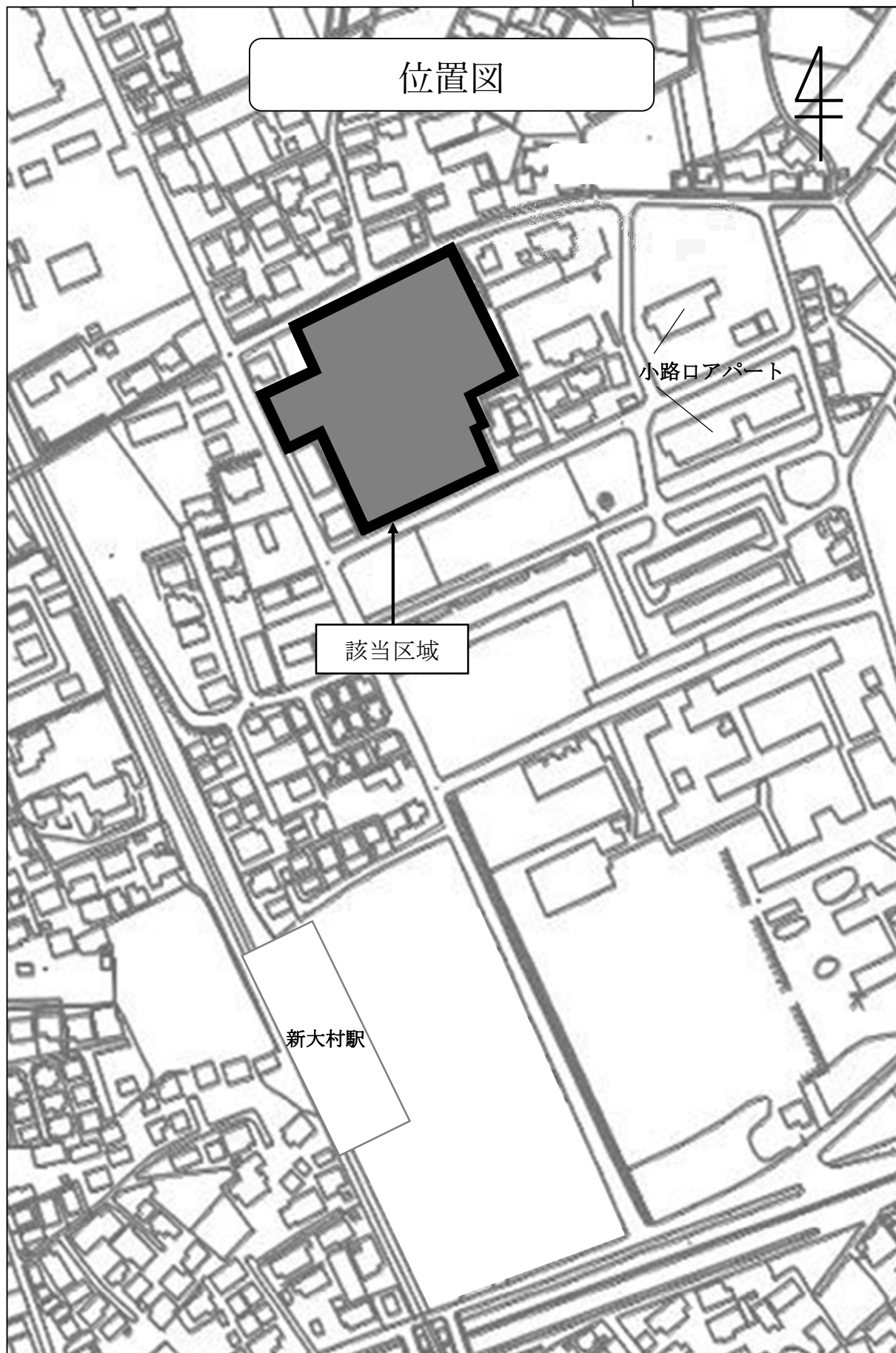
番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	ヤナセ産業(株)	2	23,100,000			
2	(株)ナカムラ消防化学	1	22,300,000			落札
3	(株)ツクモ	4	23,500,000			
4	(株)ユタカ防災サービス 大村支店	5	23,550,000			
5	(株)サン・クリエイト	6	23,800,000			
6	ユニオン防災	3	23,200,000			

上記のとおり入札を執行しましたので  
公表いたします。

令和5年4月26日

大村市長 園田 裕史

上記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額が  
法律上の申込みに係る価格である。

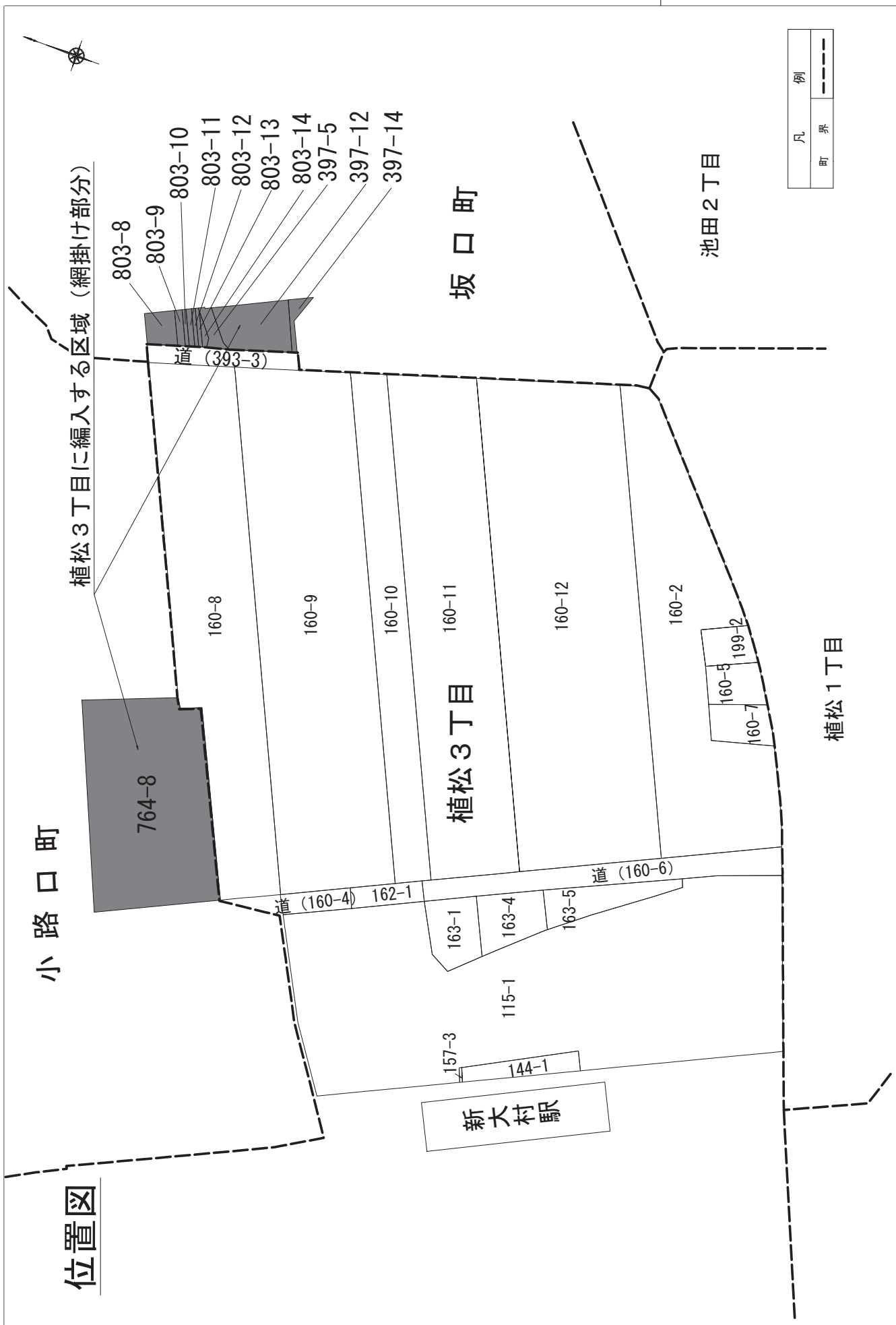


工事請負契約の変更について（第39号議案関係）

- 1 工 事 名 大村市立放虎原小学校仮設校舎賃貸借
- 2 契約の相手方 長崎市西坂町2番3号  
大和リース株式会社 長崎支店  
支店長 正本 裕秋
- 3 主な変更理由 仮設校舎への給水方式について、当初は、既存の引込給水管からの直結給水方式としていたが、当該引込給水管の口径が想定よりも小さく、必要な水圧の確保が困難であることが判明したことから、受水槽を設置し、ポンプによる給水が必要となったため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	契約期間
当初契約 (令和4年12月14日議決)	<u>347,340,116 円</u>	—	令和4年12月14日から 令和7年7月31日まで
	↓		
今回変更契約	<u>358,917,900 円</u>	11,577,784 円	同上



## 大村市税条例及び大村市都市計画税条例の改正概要（第41号議案関係）

### 1 グリーン化特例の適用期限の延長に関する改正

（税条例附則第16項の2から第16項の4までの規定関係）

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置について、低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、適用期限を3年間（25%軽減の対象にあつては2年間）延長する。

軽減措置		適用対象車
軽課 （取得翌年度）	種別割75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車 →令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
	種別割50%軽減	2030年度燃費基準90%達成（営業用乗用車のみ） →令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
	種別割25%軽減	2030年度燃費基準70%達成（営業用乗用車のみ） →令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。

※上記に加え、一定の排ガス性能及び2020年度燃費基準達成を要求

### 2 その他の改正

所要の条文整理を行う。

### 3 施行期日

令和5年4月1日



大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第32条の4 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までにその徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式により納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該</p>	<p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第32条の4 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までにその徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定による申告書により納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第32条の6 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該</p>

改正後	改正前
<p>提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 略</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第32条の7 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則第22号の4様式又は第22号の4の様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14. 6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間)については年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第80条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたば</p>	<p>提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 略</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第32条の7 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに施行規則第22号の4様式又は第22号の4の様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14. 6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間)については年7. 3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第80条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたば</p>

改正後	改正前
<p>こ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第78条第3項に規定する書類及び次条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第83条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>こ税額、第78条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第78条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第83条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>
<p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第83条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第83条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づき納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9の5 略 (読替規定)</p> <p>10 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」「又は第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>10の2・10の3 略</p> <p>10の4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10の8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備につ</p>	<p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9の5 略 (読替規定)</p> <p>10 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>10の2・10の3 略</p> <p>10の4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10の8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備につ</p>

改正後	改正前
<p>いて同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定</p>	<p>いて同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定</p>

改正後	改正前
<p>める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の24 略</p> <p>10の25 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>10の26・10の27 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10の28～10の38 略</p> <p>10の39 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>(4) 当該工事が完了した年月日</p> <p>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</p> <p>10の40 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる</p>	<p>める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の24 略</p> <p>10の25 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</p> <p>10の26・10の27 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>10の28～10の38 略</p> <p>10の39 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる</p>

改正後	改正前
<p>事項を記載した申告書に施行規則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p><b>10の41</b> 略</p> <p>11～13の14 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>14 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>14の2・14の3 略</p> <p><b>15 削除</b></p>	<p>事項を記載した申告書に施行規則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p><b>10の40</b> 略</p> <p>11～13の14 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>14 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>14の2・14の3 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p><b>15 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この項において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月</b></p>

改正後	改正前
<p>15の2～15の8 略 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 15の9・15の10 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例) 16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第4項の4までにおいて「初回車両番号の指定(次項から附則第16項の4までにおいて「初回車両番号の指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>	<p>31日までの間(附則第15項の11において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>15の2～15の8 略 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 15の9・15の10 略</p> <p>15の11 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例) 16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から附則第16項の8までにおいて「初回車両番号の指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>



改正後	
改正前	<p>16の3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第44条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項、次項、附則第16項の7及び第16項の8において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車（ガソリン軽自動車）が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車（ガソリン軽自動車）が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車（ガソリン軽自動車）が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>16の6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第65条</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>16の3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p> <p>16の4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>16の5 略</p>	<p>の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定の中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>16の7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の3の表の左欄に掲げる同条の規定の中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>16の8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の4の表の左欄に掲げる同条の規定の中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>16の9 略</p>

改正後	改正前
<p>16の6 略</p> <p>16の7 略</p> <p>17～21 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>21の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）の譲渡（同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得（附則第21項の5及び第21項の6の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割の額は、附則第19項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に</p>	<p>16の10 略</p> <p>16の11 略</p> <p>17～21 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>21の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）の譲渡（同条第1項に規定する譲渡をいう。以下この項から附則第21項の3の2までにおいて同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得（附則第21項の5及び第21項の6の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割の額は、附則第19項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>21の3 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第19項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける附則第19項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>21の3の2～42 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>43 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の6の規定を適用する。</p>	<p>該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>21の3の2～42 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>43 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の6の規定を適用する。</p>

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5～13 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5～13 略</p> <p>(読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

## 大村市国民健康保険条例の改正概要（第42号議案関係）

### 1 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

	【改正前】	➡	【改正後】
基礎課税額	65万円		65万円
後期高齢者支援金等課税額	20万円		22万円
介護納付金課税額	17万円		17万円
課税限度額	102万円		104万円

### 2 低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減基準額の引上げ

#### 【改正前】

##### 5割軽減基準額

基礎控除額（43万円）＋28.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者数等の数－1）

##### 2割軽減基準額

基礎控除額（43万円）＋52万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者数等の数－1）



#### 【改正後】

##### 5割軽減基準額

基礎控除額（43万円）＋29万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者数等の数－1）

##### 2割軽減基準額

基礎控除額（43万円）＋53.5万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）＋10万円×（給与所得者数等の数－1）

※ 特定同一世帯所属者…後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した者で国民健康保険の資格を喪失した日の前日以後も継続して同一の世帯に属するもの

### 3 施行期日

令和5年4月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

<p>改正後</p> <p>(課税額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が220,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、220,000円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,0</p>	<p>改正前</p> <p>(課税額)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が200,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、200,000円とする。</p> <p>4 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第11条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,0</p>
--	--

改正後	改正前
<p>000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)は、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第26条の2 略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>附 則 1～5 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)</p>	<p>000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合)は、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第26条の2 略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることを証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>附 則 1～5 略</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)</p>



改正後	改正前
<p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、同条第1号中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する</p>	<p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条第1項の規定の適用については、同条第1号中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する</p>



改正後	改正前
<p>る一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「及び山林所得金額及び法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>12・13 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>	<p>規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「及び山林所得金額及び法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>12・13 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。  (先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>	<p>に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。  (先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>
<p>16～18 略  (条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和</p>	<p>16～18 略  (条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和</p>

改正後	改正前
<p>44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合は第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2</p>	<p>(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合は第12条、第13条の2、第13条の4及び第25条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2</p>

<p>改正後</p> <p>の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 21～27 略</p>	<p>改正前</p> <p>条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 21～27 略</p>
---	--

## 公用車の交通事故について（報告第2号関係）

### 1 経緯

令和5年1月30日午後1時15分頃、本市教育委員会会計年度任用職員の運転する公用車が、大村市岩松町308番地1付近の市道岩松下椎池線において中央線を越えて走行し、対向車線を走行していた■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の小型自動車の右ドアミラーと接触し、当該右ドアミラーに損傷を与えた。

### 2 事故の原因及び処理

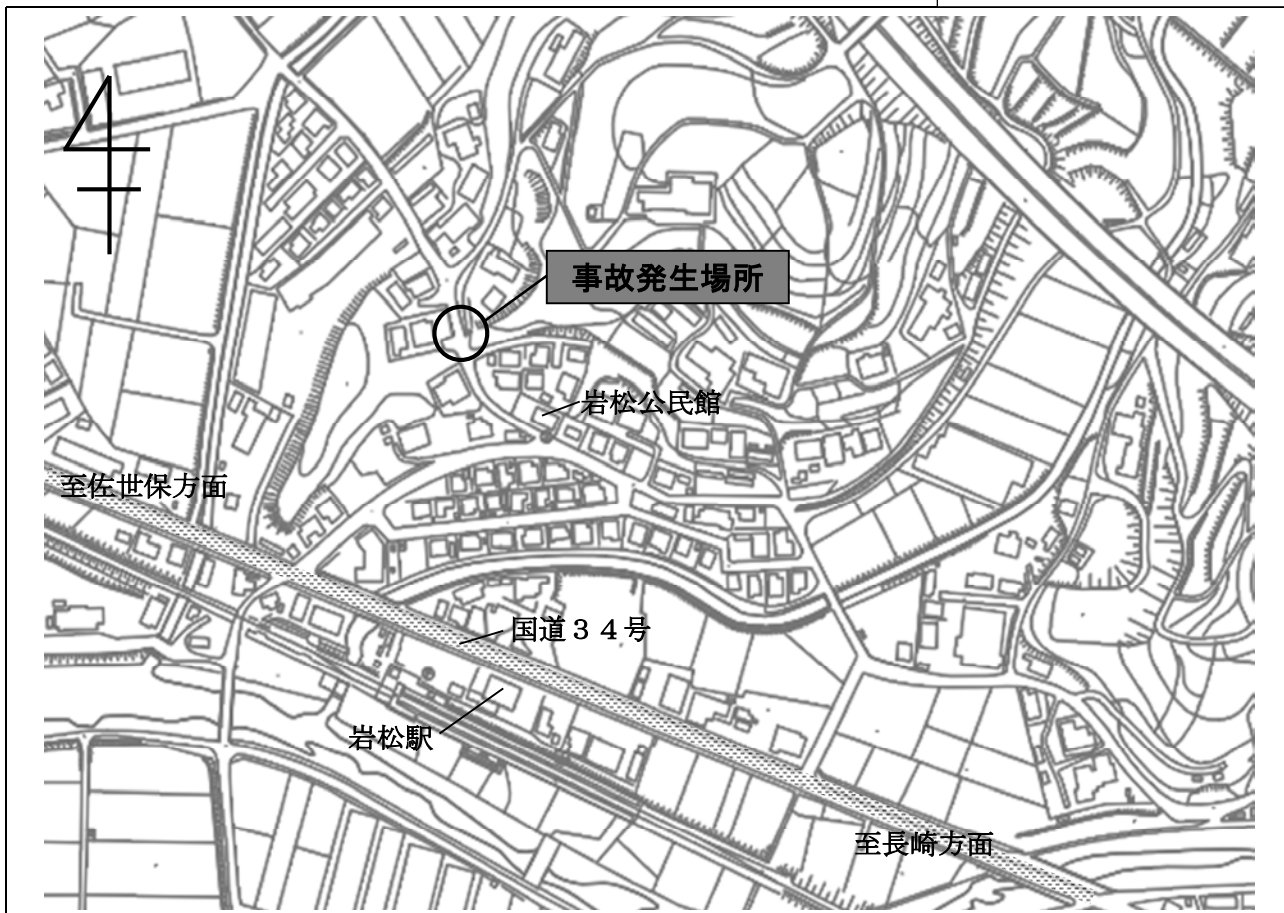
事故の原因は、当該会計年度任用職員が不注意により中央線を越えて走行したことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

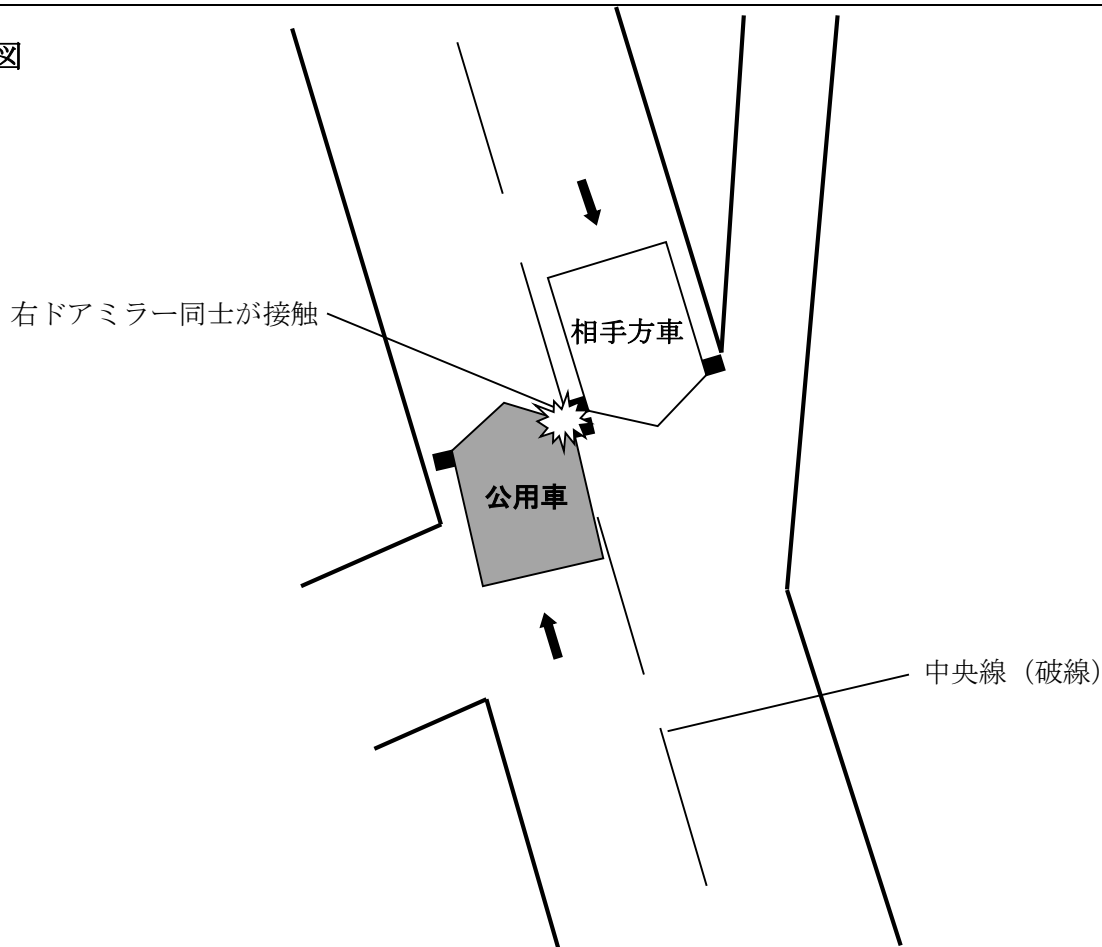
なお、当該会計年度任用職員には、今後は、周囲の状況を十分に確認した上で安全運転に努めるよう厳重に注意した。

### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額51,040円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図





## 公用車の交通事故について（報告第3号関係）

### 1 経緯

令和5年4月5日午後2時30分頃、本市市民環境部職員の運転する公用車が、市道杭出津2丁目日本小路線の交差点の手前（大村市本町462番地1付近）で信号機に従って停車した。その際、当該車体の半分程度が停止線を越えていたため、ルームミラーで確認して後進を始めたが、後方に停止していた■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車（以下「相手方車」という。）に気が付かないまま後進し、相手方車の前部と接触し、相手方車のフロントバンパー等に損傷を与えた。

### 2 事故の原因及び処理

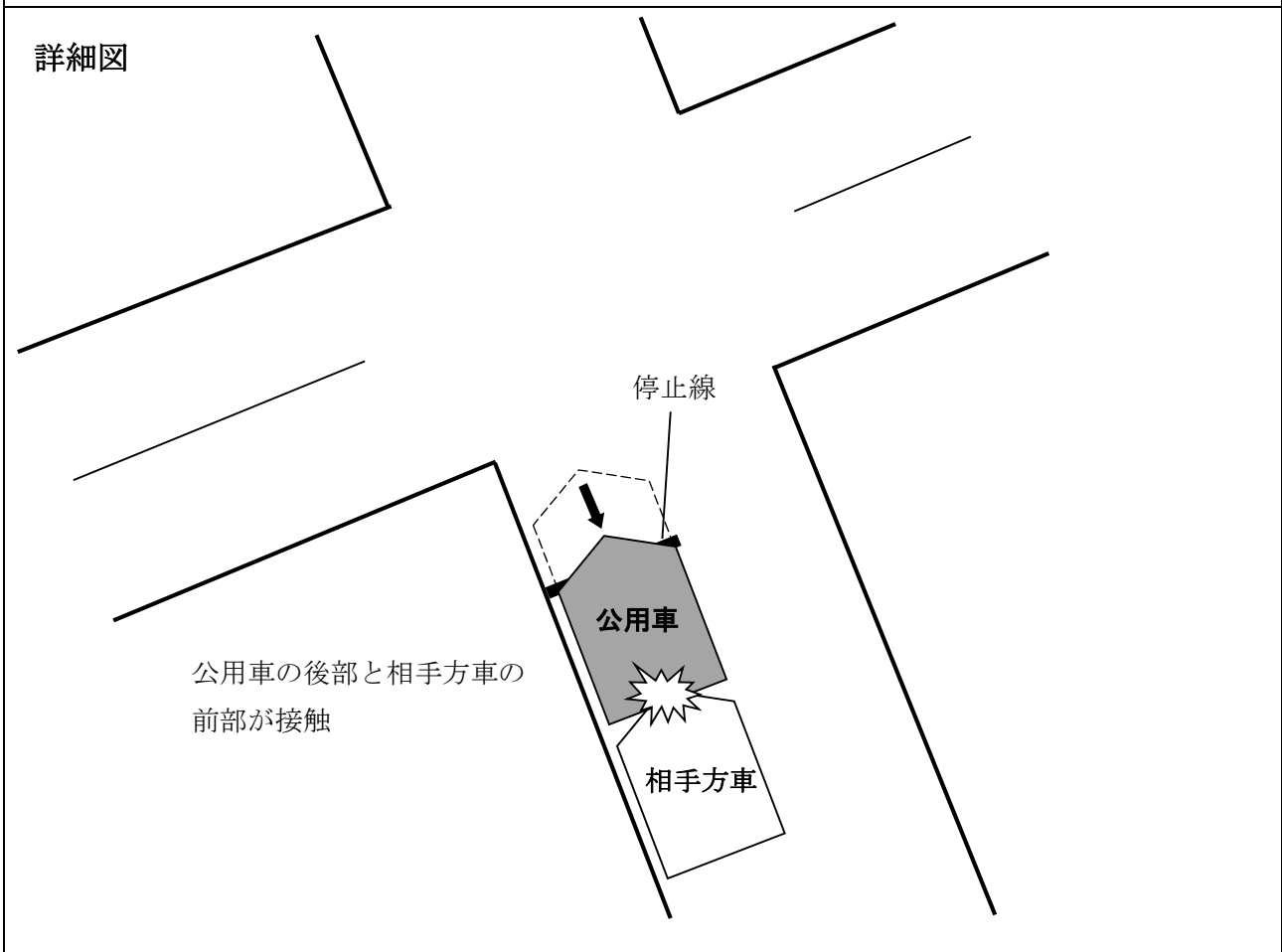
事故の原因は、停止線を越えて停車させたこと及び後方の確認不足によるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該職員には、今後は、周囲の状況を十分に確認した上で安全運転に努めるよう厳重に注意した。

### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額189,343円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



## 公用車の交通事故について（報告第4号関係）

### 1 経緯

令和5年1月16日午後1時40分頃、本市福祉保健部職員の運転する公用車が国道34号を走行中、左折しようとしてウインカーの合図を出したが、左折すべき場所を通り過ぎたことに気付き、ウインカーを止めて直進を続けたところ、当該国道に接続する道路（大村市宮小路一丁目266番地7付近）から進入してきた●氏（以下「相手方」という。）所有の原動機付自転車（以下「原付自転車」という。）の右前部と接触し、原付自転車のフロントカウル等に損傷を与えた。

### 2 事故の原因及び処理

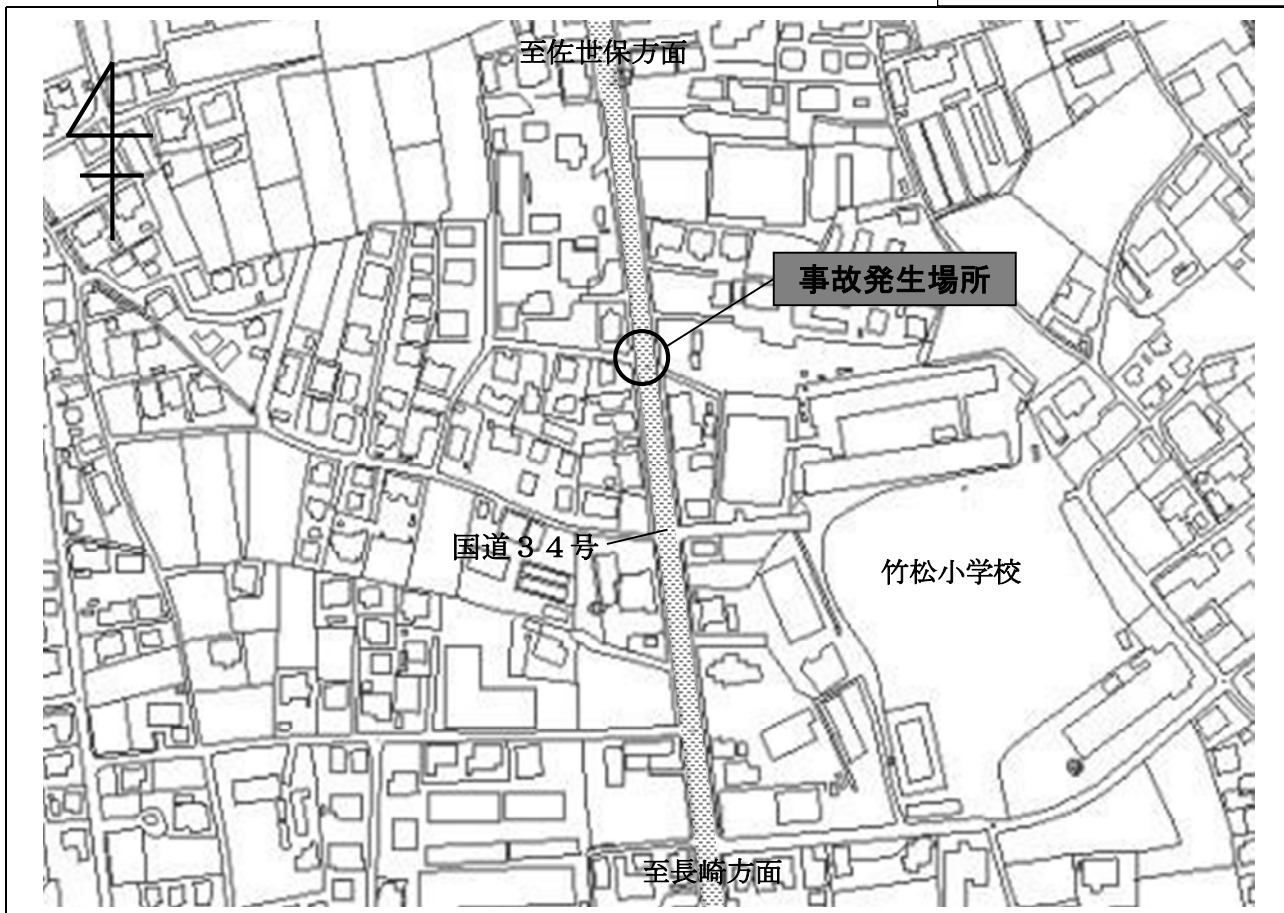
事故の原因は、相手方が右方を十分に確認しないで当該国道に進入したこと及び当該職員が急に左折をやめ、前方を十分に確認しないで進行したことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該職員には、今後は、周囲の状況を十分に確認した上で安全運転に努めるよう厳重に注意した。

### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、原付自転車の時価額等の3割に相当する額46,590円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

